

令和2年4月
福知山市契約監理課

福知山市物品売買契約及び印刷製本契約約款の一部改正について（お知らせ）

福知山市の契約で使用する物品売買契約及び印刷製本契約約款について、改正民法への対応等を図るため、令和2年4月1日付けで、一部を改正します。

施行日と適用条件

施行日：令和2年4月1日

適用：施行日以降に契約締結する案件

主な改正内容

○かし担保責任について

- ・改正民法を踏まえ、「かし」という用語を「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、契約不適合という。）」に改めました。
- ・改正民法を踏まえ、契約不適合があった場合の発注者の権利として、目的物の修補又は代金の減額請求権等を規定しました。

○その他、談合による契約の解除の場合、損害賠償の予定として、契約金額の10分の2を規定するなど、京都府の契約書と合わせた改正を行います。